

平成22年度
教育に関する事務の点検・評価報告書

「あいちの教育に関するアクションプラン」実施状況報告書

平成23年9月
愛知県教育委員会

目 次

第1章 平成22年度 主な施策の実施状況

| | |
|---|-----|
| I 「かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間」 を育てるために | 1 |
| II 「自らの人生をたくましく切り拓き、社会に生かすことのできる人間」 を育てるために | 21 |
| III 「健やかな体をつちかい、豊かな文化を継承し創造することのできる人間」 を育てるために | 45 |
| IV 「次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間」 を育てるために | 63 |
| V 魅力ある教育環境づくり | 79 |
| VI 平成22年度重点テーマ：情報モラルの向上 | 101 |

第2章 平成19-22年度「あいちの教育に関するアクションプラン」の成果と課題

| | |
|---|-----|
| I 「かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間」 を育てるために | 111 |
| II 「自らの人生をたくましく切り拓き、社会に生かすことのできる人間」 を育てるために | 119 |
| III 「健やかな体をつちかい、豊かな文化を継承し創造することのできる人間」 を育てるために | 127 |
| IV 「次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間」 を育てるために | 135 |
| V 魅力ある教育環境づくり | 141 |
| VI 平成19-22年度の重点テーマの取組状況 | 147 |

第3章 有識者の意見

| | |
|----------------------------|-----|
| 参考資料 あいちの教育に関するアクションプランの概要 | 157 |
|----------------------------|-----|

教育に関する事務の点検・評価について

1 趣旨

平成 20 年 4 月に施行された、改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条では、教育委員会が毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行うことなどが規定されています。

この報告書は同条に基づき作成するもので、議会へ提出するとともに、公表します。

2 点検・評価の対象

愛知県教育委員会では、平成 19 年 4 月に、教育に関する総合的な行動計画である「あいちの教育に関するアクションプラン」（以下「プラン」という。）を策定し、着実な推進に努めてきましたが、このプランの実施状況を把握することで、点検・評価を行います。

3 報告書の構成

第 1 章では、プランがめざす「4つの人間像」と「魅力ある環境づくり」の5つの項目ごとの 116 施策について平成 22 年度の実施状況を記述しました。

また、毎年度重点テーマを設け、家庭・地域・学校と協働で実施している取組についても取り上げました。

第 2 章では、平成 19 年度からプランの目標年度である平成 22 年度までの 4 年間の成果と課題を整理して掲載しました。

これらに加え、政策指標の達成状況により、プラン全体の進捗状況を把握しました。

4 学識経験者の知見の活用

点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、プラン策定時に指導・助言をいただいた下記の方々からの点検・評価の結果に対する意見をいただきました。（敬称略）

| 氏名 | 職名 |
|------|-----------------|
| 安彦忠彦 | 早稲田大学教育学部教授 |
| 中野靖彦 | 愛知淑徳大学文学部教育学科教授 |
| 松見直美 | 子育てネットワーカー |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。